

戦後日本の技術教育史 (2)

長谷川 淳

3 中学校職業科——勤労主義と職業指導との対立

昭和22年に中学校の教育課程の中に新設された職業科は、産業の先進諸国における義務的普通教育に見られるような総合技術教育的教科としての統一的な原理と内容をもつものではなく、戦前の実業教育の諸教科——作業科・実業科・職業指導・家庭科——の伝統をそのまま引きつぎ、再現されたものであった。新制中学校における職業教育は、社会科を中心におこなわれた戦後の教育改革のかけにかけられ、それからまったく残り残され、職業科の内容や方法の改善について、産業界からも教育行政当局からも、積極的な提案は殆んど示されなかった。

この教科の重要性を認め、文部省がその改正の主導権をにぎるようになったのは、ようやく昭和30年代に入ってからであり、特に技術科の新設以来のことであった。それまでこの教科においては、他の諸教科におけるような改正、民主化、近代化は殆んどおこなわれなかった。実業科の改正、職業科の新設の過程において、文部省の担当官を含む少数の旧時代を代表する人たちが、文部省の外郭団体の意見に左右されることが多かった。特に、農業・工業・商業・水産のうち農業を選択する生徒が80%にもほり、この多数の生徒および使用教科書を背景にした文部省の農業教科書の図書監修官の意見、および全生徒に使用させる職業指導の教科書の発行所である職業指導協会の方針に大きく左右された。

昭和22年、学習指導要領職業科農業編および教科書中学農業が刊行されるまでの主な事項を年表式にならべると、次のようになる。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 昭和22年 3月 | 学習指導要領一般編刊行 |
| (2) 昭和22年 3月31日 | 学校教育法公布 |
| (3) 昭和22年 5月23日 | 学校教育法施行規則公布 |
| (4) 昭和22年 5月25日 | 中学農業、第1学年用刊行 |
| (5) 昭和22年10月19日 | 全上、第2学年用刊行 |
| (6) 昭和22年11月 4日 | 学習指導要領、職業科農業編刊行 |

こゝにちの立法と行政の一般的ルールからすれば、先づ、学校教育法とその施行規則が公布さ

れ、この施行規則の規程にもとづき学習指導要領一般編、つづいて同職業科農業編が刊行され、この学習指導要領に準拠して教科書中学農業が刊行されるのが順序であろう。学校教育法施行規則の公布に先立って学習指導要領一般編が刊行されたことは、米軍占領下の特殊事情によるものと考えられるが、学習指導要領農業編の刊行よりも5か月以上先立って国定教科書中学農業が刊行されたことは極めて重大である。

学習指導要領職業科農業編のもとになり、そしてまた職業科の性格を規定することになった中学農業教科書には、どんなことが書かれているか。その第1学年用から代表的な記述を引用しよう。

「勤勉に働くことは、わが国古来の美風であって……。」(P4)

「農は国の本であることは昔も今も変りがない。」(P6)

「農業に熱心な人は、長い間、慈愛の心で作物をみまもってきた結果、するどい観察力、まちがいのない判断力がやしなわれ、日にあらたな科学的知識もおのずから身につけていたのである。このようにして、よいとわかったことは、ただちに骨身をおしまずに実行するから作物がよく育つのは当然である。」(P5)

「注意ぶかく、枝ののび方、花のつき方などをみていると、おのずから、どんなふうに切ったらよいかわかってくる」(P16, 果樹のせん定についての説明)。

「さつまいもは、つくり方しだいでまだいくらでも増産することができる。」(P95)

「米を増産するには、おのおのの株から、田の力を十分に利用するだけの穂をださせ、おのおのの穂のもみの数を多くし、そうしておのおののもみがみんなよくみるようにすればよい。」(P52)

以上の数例の引用からもわかるように、この職業科農業は、農業技術を教えようとするものでもなく、農業の技術学を教えるものでもない。「日にあらたな科学的知識」は、「みまもる」だけで

「おのずから」身につくものではなく、観察し、実験し、そのデータを集積し、整理し、仮説を立て、実践によって検証し、法則化することが必要であり、科学には高度の抽象作用が必要であろう。しかしこの教科書によれば、科学的知識は、「長い間、慈愛の心で……みまもってきた結果」身につくものであり、これを身につけ作物をよく育てるためには「ただちに骨身をおしまずに実行」せよと教えている。

米の増産についても、どうすれば「おのおのの穂のもみの数」が多くなるのか、「おのおののもみがみんなよくみるようになるのか」も教えていない。作物の生理学も土壌学も教えていない。果樹のせん定についても同様で、「注意ぶかく……みていると、おのずから……わかってくる」としか述べられていない。農業教育をうける中学生は、すべて天才的な少年であると想定しているの

であろうか。そうではない。「もえるような熱意と、なしとげずにはやまない不とう不屈の努力」(p49)を中学生に求め、「慈愛の心で……みまもり」「骨身をおしまずに実行」し、「勤勉に働くこと」を教えているのである。日本の実業教育は、日本の農民だけでなく、上級学校に進学しない多数の国民の知識水準を低くたもっておこうと努力してきたと言ってもよい。かって明治34年に、当時の菊地文部大臣が、全国工業学校長会議で「実業教育……に就ては鋭意経営を怠らず、……我国の少年は少しく學術を治むれば直ちに生意風の風を生ずる傾あり是等は注意して自負心を起さざる様教育せられたきものなり」と述べ、青少年の学問や知識への欲求、上級学校への希望をもつことをおさえるためには実業教育が最も有効であると強調している。この菊地大臣の演説の内容と中学農業教科書の思想とは、よく符節が合っている。

この農業教科書にあらわれた農本主義、勤労主義が、逆に学習指導要領農業編を規定し、これが中学校職業科全体をおおう結果となり、昭和22年の職業科から現在の技術科にいたるまで一貫してつらぬいている骨格の1つとなっている。

実業科にかわって職業科という教科名が使われるようになったのは、『米国教育使節団報告書』に書かれている vocation を「職業」と訳したことによるばかりでなく、職業指導団体およびそれに関係のあった応用心理学者たちの強い意向を反映したものであり、戦前からの実業教育において、青少年の身分や社会的階層と結びついた実業的訓練を排除し、使節団報告書に述べられた「職業面を探究」することに力点をおき、職業指導をもってこの教科におきかえようとする意図があったものと思われる。昭和22年、職業科の設置以後、この教科は、職業指導的傾向をいちじるしく強めていくこととなった。もちろんその背後には、総司令部民間情報教育局の担当官を通して導入されたインダストリアル・アーツの、1940年代からの職業指導的傾向の影響を受けたことは否定できない。

中学校に職業科が新設(昭和22年4月)される以前に、昭和21年11月、総司令部民間情報教育局の助言によって、文部省に「職業教育並職業指導委員会」が、官制によらずに設置された。この委員会の委員長は、淡路円治郎氏で、彼は応用心理学、職業心理学の専門家であり、職業指導の専門家でもある。後にこの委員会が官制による職業教育及び職業指導審議会にかわった後も永く委員長の職にあり、これが、職業科が職業指導的傾向をいっそう強化するに至った要因でもあった。

職業教育並職業指導委員が設置されてから、昭和24年7月、職業教育及び職業指導審議会が設置されるまでの、この委員会の意見具申を列挙すれば、つぎのとおりである。

昭和22年4月 職業指導教員並びに相談員の養成計画(意見具申)

昭和22年6月 職業教育並に職業指導行政機構の刷新拡充計画(意見具申)

昭和22年7月 新制中学校の職業科について(意見具申)

昭和22年7月 新制中学校および高等学校職業指導教員並びに相談員の養成計画(意見具申)

昭和22年7月 各種工業に於ける見習工教育計画基準案(意見具申)

以上の意見具申からもわかるように、この委員会は、職業教育よりもむしろ職業指導のための委員会であり、その代表者淡路円治郎氏を通して職業指導団体に利するところ極めて大であった。昭和22年7月「新制中学校の職業科について」(意見具申)のなかで、「職業科の取扱上の根本方針」として、つぎのことが強調されている。

1. 職業科の教育は職業に関する一般陶冶でなければならない。
2. 職業科の実習は単なる職業訓練ではなく、試行課程(トライ・アウト)としての性質をもっていなければならない。
3. 職業科はその内容として将来の進路決定に役立つような多方面な職業への準備が計画されなければならない。
4. 5. (略)

この中で前述の、農業を中心とした勤労主義を否定するだけでなく、技術教育をも、「単なる職業訓練」という言葉で否定し、「実習」を、多方面な職業への準備として多方面にわたる試行として経験させ、適性を発見させ、職業情報を提供し(職業に関する一般陶冶)、将来の進路決定に役立たせようとするものである。そしてこの意見具申の「昭和22年度における新制中学校の職業科の取扱に関する行政措置」において「必修教科としての職業科は、その内容として狭義の職業指導と農・工・商・水産・家庭とを適当に組合せて運営する」ことを要望している。ここで要望された行政措置は、昭和22年末に刊行された学習指導要領職業科各編の基礎工事となっている。この「狭義の職業指導」という言葉は、それに農・工・商などを組合せることによって広義の職業指導となり、職業科は職業指導でなければならないという主張が言外に含まれている。このようにして、本来教科外活動であるべき職業指導・進路指導が、教科内に持ち込まれ、教科として設置されたことが、この職業科を長期にわたって混乱させてきた最大の要因の1つである。

昭和22年版学習指導要領職業科各編を受けとった学校は、新しい教科である職業科の教育の方向を見定めることに迷った。一方においては文部省の伝達講習があり、他方においては職業指導協会の講習があり、一方で勤労主義が強調され、他方で職業指導と適性発見が強調される。混乱のまま2か年を経過したが、その混乱をさらにいっそう深めたものが、昭和24年5月28日付の、文部省学校教育局長の通達(発学第261号)「新制中学校の教科と時間数の改正について」である。この通達の中で、文部省は、職業科は職業についての専門的な知識や技能の教育をするものではないことを指示し、工業・農業などの生産的技術の領域が、職業指導に必要な適性発見のための機能

的ないくつかの「啓発的経験」の分野に分解され、それを「試行」することに改めた(資料1参照)

昭和24年5月15日に「文部省設置法」が制定され、同5月31日に「文部省組織規定」が制定され、6月1日から施行された。大巾な人事移動をとまなり機構改革の直前の5月28日に、この通達が出されたことは興味のある事実である。旧文部省組織では、「学習指導要領」の編集、教科書の編集、その他教科指導に関する事務は教科書局が分掌し、学校の管理、運営その他の指導、助言は学校教育局が分掌していた。したがって、「新制中学校の教科と時間数」の改正、とくに教科内容の重大な改正を含む通達が、学校教育局から出されることは、あり得ないことである。大巾な人事移動による事務の空白、混乱に乗じて、この通達が出されたものと推測せざるを得ない。かくして職業科の中で、職業指導がいちじるしく強化されるようになる。

昭和24年6月1日に、文部省初等中等教育局に、職業教育を専門に所管する部局として職業教育課が新設され、それまで教科書局において所管してきた「学習指導要領」の編集と教科指導のうち職業教育関係のものが、この職業教育課に移管された。同じ6月1日に、教育刷新審議会が設置され、6月11日の総会において「職業教育振興方策」が建議された。この建議案をまとめた同審議会第16特別委員会の委員は、前述の淡路円治郎氏戸田貞三氏ほか6名である。この建議は、「新制中学に於いては職業科の教育は混乱を来し」ていることを指摘し、「……職業科の教育は、……職業生活に関する理解と、勤労愛好の精神とを養うことに主眼を置き、専ら職業人たるの根幹を培うことに力めること」を強調している。この建議が、さきの通達の15日後に出され、すでに早くも混乱の事実を指摘し、混乱の原因となったものとまったく同一の趣旨の建議をしていることも興味のあることである。昭和22年以内に5回にわたって意見具申をした「職業教育並職業指導委員会」は発展的解消し、昭和24年7月5日に政会によって「職業教育及び職業指導審議会」が設置されたが、昭和26年に中央産業教育審議会が設置されるまで続き、職業指導の専門家淡路円治郎氏は長く会長の要職にあり、職業指導の強化拡充に尽力した。しかしそれまでの間に、「職業指導教諭設置について」(昭和25年11月)の意見具申をおこなったほかは、めだった活動をしなかった。

昭和24年5月28日の通達以後、職業科の教育の混乱の状況は、各県の地方民事部の教育担当者を通して総司令部民間情報教育局に報告されてくる。この作り出された混乱——勤労主義的実業教育と職業指導との混戦——を拾取するため、民間情報教育局がのり出してくる事態が、次に、つくり出される。かくして、昭和24年7月に、C. I. E. 中等教育課オズボーン少佐から「新制中学校のカリキュラムに関する報告」という指令が提示された(資料2参照)。それを受け、つづいて、C. I. E. 成人教育課のネルソン氏(農業教育担当)から、「中学校における職業教育と職業指導」という報告書が提示された(資料3参照^注)。

注、この2つの報告書は、産業教育研究連盟編「職業・家庭科教育の展望」昭和30年8月、立川図書刊行 から転載したものである。このオズボーン報告(資料2)の末尾に「編者の附記」が附記され、その(2)と(3)につきのように記されている。「(2)提示されたものを、そのまま翻訳したもののようである。——、……、(2. 3頁)等ブランクの箇所があり、適当に書き込むようになっている点に注意したい。また、書き込まずにそのまま配布したことも面白い。」「(3)翻訳された日本語をそのまま示した。明らかに誤訳であるものも、そのままにした。1. 2箇所注記したところもある。」

以上の「編者の附記」から推測すると、これらの報告書(御墨付)の御下付を願い出てお下げ渡しただいたものと思われる。下付された者が、必要な補充と附記をして発表するようになっているが、それに気づかなかったのか、ブランクの箇所をそのままにして翻訳配布したことが思われる。

この2つの総司令部からの報告書は、昭和24年5月の通達の趣旨をいっそう補強し、職業指導をいっそう強化することに役立ち、文部省もこの混乱を拾収し、職業科の改正にふみきらざるを得なくなる。かくして、昭和24年12月9日付、文部省初等中等教育局長通達「中学校職業科および家庭科の取扱について」が通達されるに至る。つづいて、総司令部の援助のもと昭和25年7月からおこなわれた中等教育研究集会(ワーク・ショップ)に文部省の改正案を提示して、教育現場の教師たちの意見を求めることになった。C. I. E. のネルソン氏の指示のもとで、文部省職業教育課が作成し、昭和25年7月、東北北海道地区中等教育研究集会に、最初に提示されたのが「中学校職業家庭科教科課程案」である(資料4参照)。つづいて各地区での中等教育研究集会において討議され、昭和26年、職業・家庭科への基礎がつけられた。

しかし、当時流行しつつあった社会科の生活カリキュラムの影響を受け、どの地区の中等教育研究集会でも、職業科の目的や内容は論議されず、カリキュラムの編成と展開が流行し、生徒不在の教育計画が作られ、教育の実践はおろそかにされた。前述の昭和24年12月の初等教育局長の通達によって、職業と家庭と職業指導が一つにまとめられ、新たに、職業・家庭科という教科が設けられ、つづいて昭和26年に職業・家庭科の学習指導要領が刊行されるに至るが、これは勤労主義と職業指導の妥協の産物であり、カリキュラムは生活カリキュラム、方法はプロジェクト法であり、生徒の知的訓練と科学的精神の養成がいちじるしく軽視されたものである。(未完)

(名古屋大学教育学部)